

○岩手県警察表彰に関する訓令

(平成6年3月22日警察本部訓令第6号)

[沿革] 平成6年10月警察本部訓令第18号、8年4月第8号、12月第18号、14年3月第11号、10月第27号、17年3月第1号、25年10月第13号、26年7月第10号、30年1月第1号、30年3月第3号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察表彰に関する訓令を次のように定める。

岩手県警察表彰に関する訓令

岩手県警察表彰に関する訓令（昭和49年岩手県警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、岩手県警察における表彰の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰の取扱いは、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）によるほか、この訓令の定めるところによる。

(本部長表彰)

第2条 本部長の行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績賞
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

2 警察功績賞は、勤務成績が優秀で特に顕著な功労のあった本県警察職員（以下「職員」という。）が退職するときに授与する。

3 賞詞は、次に掲げる事項について多大の功労があると認められる職員に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
- (4) 交通の事故防止及び指導取締り
- (5) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (6) 警察上重要な発見、発明、改善、研究又は技術の向上
- (7) 他の職員の模範と認められる優秀な勤務実績又は特に優秀な研修成績
- (8) 警察の信頼を高めた善行又は市民応接
- (9) 永年勤続
- (10) 長期間良好な成績で勤務して退職又は公務により死亡若しくは公傷により退職する者
- (11) 警察術科の振興
- (12) 前各号に相当すると認められる場合

4 賞状は、前項各号（第7号、第9号及び第10号を除く。）に掲げる事項について顕著な業績があると認められる所属、所属の内部組織、捜査本部その他必要により設置された組織（以下「部署」という。）に対して授与する。

5 賞誉は、第3項各号（第9号を除く。）に掲げる事項について功労があると認められる職員又は多大な業績があると認められる部署に対して授与する。

6 感謝状は、次に掲げる事項について協力し、功労があると認められる警察部外の者又は団体に対して授与する。

- (1) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査
- (2) 被疑者の逮捕
- (3) 人命の救助又は身体若しくは財産の保護
- (4) 交通の事故防止及び指導取締り
- (5) 水火災その他の災害又は変事における警戒、防護若しくは救護
- (6) 前各号のほか、警察又は職員に対する協力
(部長表彰等)

第3条 部長は、主管業務について、本部長表彰に至らない功労若しくは業績のある職員又は部署に対し部長賞、警察部外の者又は団体に対し感謝状を授与することができる。

2 所属長は、前項に掲げる功労のあった所属の職員又は所属の内部組織に対し所属長賞を、警察部外の者又は団体に対し感謝状を授与することができる。

(副賞)

第4条 表彰には、副賞として記念品を付与することができる。

2 前項の副賞の額の基準は、別表1のとおりとする。ただし、功労又は業績の程度により増額することができる。

3 第2条第3項第10号に掲げる退職時表彰(本部長賞詞に限る。)の副賞として、別表2に定める有功章を付与することができる。

(表彰の上申)

第5条 部長又は所属長は、第2条に定める本部長表彰に該当する事案があると認めるときは、本部長に上申するものとする。

2 部署表彰の上申は、署を対象とするときはその事案を主管する部長又は課長等及び校長(以下「部課長等」という。)が、警察本部(以下「本部」という。)の部署を対象とするときは、その事案を主管する部長又は警務部監察課長(以下「監察課長」という。)が行うものとする。

(表彰審査委員会)

第6条 表彰審査の適正を期するため、本部に岩手県警察表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長には本部長を、委員には各部長、首席監察官、校長、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)及び監察課長をもって充てる。

3 委員会の庶務は、監察課において行う。

(表彰の審査)

第7条 委員会は、本部長が特に必要と認める表彰関係事案について審査するものとする。

2 監察課長は、前項の表彰関係事案を除く本部長表彰の上申事案について、別に定める基準により表彰の適否を審査し、意見を付して本部長の決裁を受けるものとする。この場合において、必要により当該事案の関係部課長等に意見を求めることができる。

(表彰の決定通知等)

第8条 本部長は、本部長表彰を決定したときは、その旨を表彰対象となる部署又は職員等の関係所属長に通知し、伝達授与することができる。

(警務課長への通知)

第9条 監察課長は、本部長表彰又は上局の表彰を受けた職員があるときは、警務課長に通知するものとする。

(表彰台帳)

第10条 監察課長は、次の表彰記録台帳を備えて、表彰事実を明らかにしておかなければならない。

- (1) 警察功労者上局表彰記録台帳(様式第1号)
- (2) 警察本部長表彰記録台帳(様式第2号)

(人事記録への登載)

第11条 所属長は、所属職員が表彰を受けたときは、その要旨を人事記録に登載しなければならない。

(異動等の報告)

第12条 所属長は、警察勲功章又は警察功労章を授与された職員が、規則第10条に該当するに至ったときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

2 この訓令に基づく表彰上申後において被上申者の身分に異動が生じたときは、前項に準ずるものとする。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、表彰の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行日前に上申されている事案等に関する表彰の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成6年10月31日警察本部訓令第18号抄)

1 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成8年4月22日警察本部訓令第8号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成8年12月2日警察本部訓令第18号)

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。

附 則 (平成14年10月8日警察本部訓令第27号)

この訓令は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月16日警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月16日警察本部訓令第13号)

この訓令は、平成25年10月16日から施行する。

附 則 (平成26年7月28日警察本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年7月28日から施行する。

附 則 (平成30年1月5日警察本部訓令第1号)

この訓令は、平成30年1月5日から施行する。

附 則 (平成30年3月20日警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

副賞の額の基準

| 表彰の種類 | 対 象 | 金 額 |
|---------|--------|-----------|
| 賞詞 | 1人につき | 5,000円以内 |
| 賞状 | 1部署につき | 30,000円以内 |
| 賞 誉 | 1人につき | 3,000円以内 |
| | 1部署につき | 5,000円以内 |
| 本部長の感謝状 | 1人につき | 5,000円以内 |
| | 1団体につき | 30,000円以内 |

| | | |
|-------------------|--------|----------|
| 部長賞 | 1人につき | 2,000円以内 |
| | 1部署につき | 3,000円以内 |
| 所属長賞 | 1人につき | 1,000円以内 |
| | 1部署につき | 2,000円以内 |
| 部長 の感謝状 所属長 | 1人につき | 3,000円以内 |
| | 1団体につき | 5,000円以内 |

別表2（第4条関係）

有功章の形状等

| | | |
|-----|------|----------|
| 地金 | 真ちゅう | |
| 大きさ | 縦 | 45ミリメートル |
| | 横 | 35ミリメートル |
| 表面 | [略] | |
| 裏面 | [略] | |

様式第1号（第10条関係） [略]

様式第2号（第10条関係） [略]